

令和 8 年度山形県離転職者職業訓練事業に係る訓練科設定における留意事項

1 デジタルリテラシーを含むカリキュラム設定における必須事項の追加とこれに伴う委託費の上限単価の変更

知識等習得コースの令和 8 年 10 月 1 日以降に開講するコースは、情報セキュリティに関する事項の設定が必須となるとともに、情報セキュリティ以外のデジタルリテラシーに関する事項も必須となることに伴い、委託費（訓練実施経費）の上限単価を 1 人 1 月 56,000 円に変更。（様式 5 付 3（その 2）を提出）

なお、令和 8 年 9 月 30 日以前に開講するコースについては、従前のおり、デジタルリテラシーの設定が必須であり、委託費（訓練実施経費）の上限単価は 1 人 1 月 53,000 円となる。（様式 5 付 3（その 1）を提出）